

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年8月15日提出
【計算期間】	第18期中(自 2023年11月16日至 2024年5月15日)
【ファンド名】	シュローダー・エマージング株式ファンド（1年決算型）
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒瀬 憲昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-5293-1500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【シュローダー・エマージング株式ファンド（1年決算型）】

以下の運用状況は2024年 5月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	13,979,019,155	100.08
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	△11,494,066	△0.08
合計（純資産総額）		13,967,525,089	100.00

(2)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第8計算期間末（2014年11月17日）	5,180	5,180	1.0955	1.0955
第9計算期間末（2015年11月16日）	4,889	4,889	0.9745	0.9745
第10計算期間末（2016年11月15日）	4,020	4,020	0.8898	0.8898
第11計算期間末（2017年11月15日）	5,935	5,935	1.2927	1.2927
第12計算期間末（2018年11月15日）	5,964	5,964	1.1337	1.1337
第13計算期間末（2019年11月15日）	6,647	6,647	1.2047	1.2047
第14計算期間末（2020年11月16日）	7,663	7,663	1.3774	1.3774
第15計算期間末（2021年11月15日）	7,964	7,964	1.6290	1.6290
第16計算期間末（2022年11月15日）	8,857	8,857	1.4352	1.4352
第17計算期間末（2023年11月15日）	11,664	11,664	1.5995	1.5995
2023年 5月末日	10,458	—	1.4878	—
6月末日	11,200	—	1.5875	—
7月末日	11,485	—	1.6192	—
8月末日	11,244	—	1.5828	—
9月末日	10,959	—	1.5354	—
10月末日	11,069	—	1.5210	—
11月末日	11,572	—	1.5879	—
12月末日	11,561	—	1.5823	—
2024年 1月末日	11,536	—	1.5769	—
2月末日	12,261	—	1.6679	—
3月末日	12,805	—	1.7383	—
4月末日	13,796	—	1.8137	—
5月末日	13,967	—	1.8345	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第8期	2013年11月16日～2014年11月17日	0.0000

第9期	2014年11月18日～2015年11月16日	0.0000
第10期	2015年11月17日～2016年11月15日	0.0000
第11期	2016年11月16日～2017年11月15日	0.0000
第12期	2017年11月16日～2018年11月15日	0.0000
第13期	2018年11月16日～2019年11月15日	0.0000
第14期	2019年11月16日～2020年11月16日	0.0000
第15期	2020年11月17日～2021年11月15日	0.0000
第16期	2021年11月16日～2022年11月15日	0.0000
第17期	2022年11月16日～2023年11月15日	0.0000
当中間期	2023年11月16日～2024年 5月15日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第8期	2013年11月16日～2014年11月17日	15.40
第9期	2014年11月18日～2015年11月16日	△11.05
第10期	2015年11月17日～2016年11月15日	△8.69
第11期	2016年11月16日～2017年11月15日	45.28
第12期	2017年11月16日～2018年11月15日	△12.30
第13期	2018年11月16日～2019年11月15日	6.26
第14期	2019年11月16日～2020年11月16日	14.34
第15期	2020年11月17日～2021年11月15日	18.27
第16期	2021年11月16日～2022年11月15日	△11.90
第17期	2022年11月16日～2023年11月15日	11.45
当中間期	2023年11月16日～2024年 5月15日	16.96

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド

以下の運用状況は2024年 5月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	196,725,466	0.68
	メキシコ	776,427,792	2.68
	ブラジル	2,345,693,041	8.09
	チリ	244,127,730	0.84
	ギリシャ	387,358,674	1.34
	イギリス	126,280,581	0.44
	トルコ	164,255,109	0.57
	ハンガリー	128,830,208	0.44
	ポーランド	552,467,428	1.90

	ロシア	—	—
	バミューダ	231,611,312	0.80
	香港	498,924,200	1.72
	マレーシア	93,954,953	0.32
	インドネシア	432,786,961	1.49
	韓国	3,397,207,524	11.71
	台湾	5,827,859,882	20.10
	中国	7,398,543,118	25.51
	インド	3,912,087,521	13.49
	南アフリカ	830,346,059	2.86
	アラブ首長国連邦	163,672,028	0.56
	サウジアラビア	266,686,268	0.92
	小計	27,975,845,855	96.47
投資証券	ルクセンブルク	586,290,590	2.02
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	438,871,825	1.51
合計（純資産総額）		29,001,008,270	100.00

2 【設定及び解約の実績】

【シュローダー・エマージング株式ファンド（1年決算型）】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第8期	2013年11月16日～2014年11月17日	1,246,022,777	1,611,958,448
第9期	2014年11月18日～2015年11月16日	1,900,259,124	1,612,217,591
第10期	2015年11月17日～2016年11月15日	1,140,106,550	1,639,030,544
第11期	2016年11月16日～2017年11月15日	1,631,300,111	1,557,266,147
第12期	2017年11月16日～2018年11月15日	2,060,528,856	1,391,309,751
第13期	2018年11月16日～2019年11月15日	1,602,660,949	1,345,750,510
第14期	2019年11月16日～2020年11月16日	1,436,595,193	1,391,275,256
第15期	2020年11月17日～2021年11月15日	1,303,992,108	1,978,442,010
第16期	2021年11月16日～2022年11月15日	1,696,244,181	413,297,693
第17期	2022年11月16日～2023年11月15日	2,354,810,545	1,233,839,728
当中間期	2023年11月16日～2024年 5月15日	713,751,577	403,018,765

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間計算期間（2023年11月16日から2024年 5月15日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【シュローダー・エマージング株式ファンド（１年決算型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 (2023年11月15日現在)	第18期中間計算期間末 (2024年 5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,782,959,749	14,350,845,060
未収入金	16,837,479	7,696,536
流動資産合計	11,799,797,228	14,358,541,596
資産合計	11,799,797,228	14,358,541,596
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,837,479	7,696,536
未払受託者報酬	4,904,349	5,233,226
未払委託者報酬	110,347,806	118,042,302
その他未払費用	2,857,549	2,789,403
流動負債合計	134,947,183	133,761,467
負債合計	134,947,183	133,761,467
純資産の部		
元本等		
元本	7,292,907,677	7,603,640,489
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,371,942,368	6,621,139,640
（分配準備積立金）	1,846,101,300	1,749,561,167
元本等合計	11,664,850,045	14,224,780,129
純資産合計	11,664,850,045	14,224,780,129
負債純資産合計	11,799,797,228	14,358,541,596

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期中間計算期間 (自 2022年11月16日 至 2023年 5月15日)	第18期中間計算期間 (自 2023年11月16日 至 2024年 5月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	101,973,572	2,148,799,568
営業収益合計	101,973,572	2,148,799,568
営業費用		
受託者報酬	3,936,069	5,233,226
委託者報酬	88,561,315	118,042,302
その他費用	2,459,918	2,789,403
営業費用合計	94,957,302	126,064,931
営業利益又は営業損失（△）	7,016,270	2,022,734,637
経常利益又は経常損失（△）	7,016,270	2,022,734,637
中間純利益又は中間純損失（△）	7,016,270	2,022,734,637
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	28,089,807	20,902,098
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,686,036,119	4,371,942,368
剰余金増加額又は欠損金減少額	763,797,335	487,906,871
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	763,797,335	487,906,871
剰余金減少額又は欠損金増加額	390,087,392	240,542,138
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	390,087,392	240,542,138
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,038,672,525	6,621,139,640

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

	第17期 [2023年11月15日現在]	第18期中間計算期間末 [2024年 5月15日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	6,171,936,860円	7,292,907,677円
期中追加設定元本額	2,354,810,545円	713,751,577円
期中解約元本額	1,233,839,728円	403,018,765円
2. 受益権の総数	7,292,907,677口	7,603,640,489口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第17期中間計算期間 自 2022年11月16日 至 2023年 5月15日	第18期中間計算期間 自 2023年11月16日 至 2024年 5月15日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第17期 [2023年11月15日現在]	第18期中間計算期間末 [2024年 5月15日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第17期 [2023年11月15日現在]	第18期中間計算期間末 [2024年 5月15日現在]
1口当たり純資産額	1.5995円	1.8708円
(1万口当たり純資産額)	(15,995円)	(18,708円)

当ファンドは「シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（参考）

シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	(2023年11月15日現在)	(2024年 5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	383,525,207	387,413,849
金銭信託	426,440,761	-
コール・ローン	-	250,739,107
株式	23,208,600,583	29,054,315,939
投資証券	304,678,779	587,580,146
派生商品評価勘定	33,936	28,859
未収入金	128,772,181	43,097,167
未収配当金	11,391,527	54,653,467
未収利息	-	41
前払金	177,502	-
流動資産合計	24,463,620,476	30,377,828,575
資産合計	24,463,620,476	30,377,828,575
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	46,182
未払金	17,110,903	121,398,512
未払解約金	126,672,226	104,726,355
その他未払費用	18,251	-
流動負債合計	143,801,380	226,171,049
負債合計	143,801,380	226,171,049
純資産の部		
元本等		
元本	7,220,156,658	7,585,295,601
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	17,099,662,438	22,566,361,925
元本等合計	24,319,819,096	30,151,657,526
純資産合計	24,319,819,096	30,151,657,526
負債純資産合計	24,463,620,476	30,377,828,575

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。但し、ロシア株式（DR（預託証券）を含みます。）の評価については、社会環境・市場環境を受けて2022年3月4日付で評価額をゼロとしており、期末日時点においても当該取り扱いを継続しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)		
	[2023年11月15日現在]	[2024年 5月15日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		

期首元本額	6,630,114,797円	7,220,156,658円
期中追加設定元本額	1,546,897,707円	778,527,529円
期中解約元本額	956,855,846円	413,388,586円
元本の内訳 ファンド名		
シュローダー・エマージング株式ファンド（3ヵ月決算型）	85,349,503円	80,645,192円
シュローダー・エマージング株式ファンド（1年決算型）	3,498,191,892円	3,610,275,487円
シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	3,636,615,263円	3,894,374,922円
計	7,220,156,658円	7,585,295,601円
2. 受益権の総数	7,220,156,658口	7,585,295,601口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	[2023年11月15日現在]	[2024年 5月15日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2023年11月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,275,391	—	2,309,327	33,936
	米ドル	2,275,391	—	2,309,327	33,936
	売建	2,275,391	—	2,275,391	0
	インドネシアルピア	2,275,391	—	2,275,391	0
	合計	4,550,782	—	4,584,718	33,936

（2024年 5月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	15,165,895	—	15,191,038	25,143
	米ドル	4,511,752	—	4,531,121	19,369

	ブラジルリアル	1,954,220	—	1,957,654	3,434
	南アフリカランド	8,699,923	—	8,702,263	2,340
	売建	15,165,895	—	15,208,361	△42,466
	米ドル	10,654,143	—	10,673,521	△19,378
	ブラジルリアル	4,511,752	—	4,534,840	△23,088
合計		30,331,790	—	30,399,399	△17,323

(注) 時価の算定方法

- 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②開示対象ファンドの計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - ・開示対象ファンドの計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・開示対象ファンドの計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(1口当たり情報に関する注記)

	[2023年11月15日現在]	[2024年 5月15日現在]
1口当たり純資産額	3.3683円	3.9750円
(1万口当たり純資産額)	(33,683円)	(39,750円)

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2024年5月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

- 過去5年間ににおける主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。
2024年5月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	56	415,812,001,915

(3)【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、E Y新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)		
	第32期 (2022年12月31日)	第33期 (2023年12月31日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金	925,570	1,138,009
前払費用	86,424	72,651
貸付金	804,000	1,004,000
未収入金	688,575	474,921
未収委託者報酬	676,145	694,454
未収運用受託報酬	875,797	943,202
未収還付法人税等	131,282	-
未収還付消費税等	*2 96,497	-
流動資産合計	4,284,294	4,327,240
固 定 資 産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 14,340	44,375
器具備品(純額)	*1 38,171	43,489
有形固定資産合計	52,512	87,864
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	533	333
無形固定資産合計	4,232	4,032
投資その他の資産		
投資有価証券	1,746	2,375
長期差入保証金	272,147	260,418
繰延税金資産	931,188	807,085
投資その他の資産合計	1,205,082	1,069,880
固定資産合計	1,261,827	1,161,778
資 産 合 計	5,546,122	5,489,018

(単位：千円)		
	第32期 (2022年12月31日)	第33期 (2023年12月31日)
負 債 の 部		
流 動 負 債		
預り金	54,004	73,764
未払金		
未払手数料	229,563	250,277
その他未払金	1,593,141	1,460,488
未払費用	76,799	67,972

未払法人税等	-	38,034
未払消費税等	*2	31,321
流動負債合計	1,953,508	1,921,859
固定負債		
長期未払金	455,806	373,927
退職給付引当金	995,328	845,267
役員退職慰労引当金	16,136	21,046
資産除去債務	58,335	74,928
固定負債合計	1,525,607	1,315,169
負債合計	3,479,116	3,237,029
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,077,100	1,261,918
利益剰余金合計	1,077,100	1,261,918
株主資本合計	2,067,100	2,251,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△94	70
評価・換算差額等合計	△94	70
純資産合計	2,067,006	2,251,989
負債純資産合計	5,546,122	5,489,018

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第32期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
営業収益		
委託者報酬	2,957,478	3,064,465
運用受託報酬	2,954,387	3,521,870
その他営業収益	2,171,337	2,137,260
営業収益計	8,083,203	8,723,596
営業費用		
支払手数料	940,003	968,159
広告宣伝費	156,082	114,349
調査費		
調査費	218,428	246,704
委託調査費	1,418,023	1,344,567
図書費	1,552	2,080
事務委託費	268,339	295,412
営業雑経費		
通信費	21,922	31,603
印刷費	4,430	4,155
協会費	3,672	5,742
諸会費	12,169	8,786
営業費用計	3,044,624	3,021,560
一般管理費		
給料		
役員報酬	194,645	169,292

給料・手当	1,611,397	1,611,371
賞与	613,196	485,200
交際費	5,075	19,031
旅費交通費	21,978	49,984
租税公課	43,868	37,059
不動産賃借料	272,247	267,360
退職給付費用	166,516	182,956
役員退職慰労引当金繰入	5,509	4,909
法定福利費	188,241	210,701
固定資産減価償却費	21,400	16,422
諸経費	1,752,430	2,196,386
一般管理費計	4,896,510	5,250,676
営業利益（△営業損失）	142,068	451,359
営業外収益		
受取利息	924	501
受取配当金	6	73
有価証券売却益	96	66
為替差益	14,650	-
雑益	1,929	3,491
営業外収益計	17,607	4,132
営業外費用		
為替差損	-	98,181
営業外費用計	-	98,181
経常利益（△経常損失）	159,675	357,310
特別損失		
割増退職金等	28,150	28,750
固定資産除却損	-	1,278
特別損失計	28,150	30,028
税引前当期純利益	131,525	327,281
法人税、住民税及び事業税	2,665	18,361
法人税等調整額	86,211	124,102
法人税等合計	88,876	142,463
当期純利益（△当期純損失）	42,649	184,818

（３）【株主資本等変動計算書】

第32期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,230,450	2,220,450	32	2,220,483
当期変動額						
剰余金の配当			△ 196,000	△ 196,000		△ 196,000
当期純利益			42,649	42,649		42,649
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△ 126	△ 126
当期変動額合計	-	-	△ 153,350	△ 153,350	△ 126	△ 153,476
当期末残高	490,000	500,000	1,077,100	2,067,100	△ 94	2,067,006

第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	(単位：千円)
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	純資産合計
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,077,100	2,067,100	△ 94	2,067,006
当期変動額						
当期純利益			184,818	184,818		184,818
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					164	164
当期変動額合計	-	-	184,818	184,818	164	184,983
当期末残高	490,000	500,000	1,261,918	2,251,918	70	2,251,989

重要な会計方針

項 目	第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のあるもの 当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資信託の契約期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約または投資助言契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資一任契約または投資助言契約の契約期間にわたり収益として認識しております。 (3) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資一任契約の特定のパフォーマンス目標を超過する運用益に対して一定割合を認識しており、成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。 (4) その他営業収益 その他営業収益は、関係会社との契約に基づき、日々のサービス提供により履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益として認識しております。
5. 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計上の見積り

項 目	第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日
-----	---------------------------------------

1. 繰延税金資産の回収可能性	(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 繰延税金資産（純額） 807百万円 （繰延税金負債と相殺前の金額は841百万円です。） (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 ① 算出方法 将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得により繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、当期実績を基準としております。 ② 主要な仮定 課税所得の見積りに当たっては、翌期以降も当期と同水準の当期利益を計上可能との想定に基づき、更に確定済の新規契約等からの収益及び費用を含めると共に、一時的で継続性の乏しい収益及び費用を除外して作成しております。 ③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響 課税所得の見積りの前提となっている翌期以降の利益水準について、市況の急激な悪化等により当期実績を大きく下回る場合に、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。
-----------------	---

会計方針の変更

項 目	第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日
1. 時価の算定に関する会計基準等	「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

会計上の見積りの変更

項 目	第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日
1. 資産除去債務の見積り額の変更	当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、当社の本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積りを行いました。この見積りの変更による増加額15百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、本再見積りによる当事業年度の損益への影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

項 目	第32期 2022年12月31日現在	第33期 2023年12月31日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額（千円）	建物附属設備 171,363 器具備品 130,036	建物附属設備 173,078 器具備品 125,345
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収還付消費税等として表示しております。	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（株主資本等変動計算書関係）
第32期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第32期事業年度 期首株式数	第32期事業年度 増加株式数	第32期事業年度 減少株式数	第32期事業年度 期末株式数
発行済株式				

普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 3月28日 定時株主総会	普通株式	196,000	20,000	2021年 12月31日	2022年 3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第33期事業年度 期首株式数	第33期事業年度 増加株式数	第33期事業年度 減少株式数	第33期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第32期 自 2022年1月 1日 至 2022年12月31日	第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。 貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 貸付金は海外の関連会社に対するものであり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 ③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左 ③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左
--	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

第32期（2022年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	1,746	1,746	—
長期差入保証金	272,147	271,633	△513
長期未払金	455,806	454,316	△1,489

第33期（2023年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	2,375	2,375	—
長期差入保証金	260,418	260,168	△249
長期未払金	373,927	373,296	△630

（注1）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（2022年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	925,570	—
貸付金	804,000	—
未収入金	688,575	—
未収委託者報酬	676,145	—
未収運用受託報酬	875,797	—
合計	3,970,087	—

第33期（2023年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	1,138,009	—
貸付金	1,004,000	—
未収入金	474,921	—

未収委託者報酬	694,454	—
未収運用受託報酬	943,202	—
合計	4,254,586	—

（注２）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第32期（2022年12月31日現在）

該当事項はありません。

第33期（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第32期（2022年12月31日現在）における金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	—	1,746	—	1,746
資産計	—	1,746	—	1,746

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としていない金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
固定資産 長期差入保証金	—	271,633	—	271,633
資産計	—	271,633	—	271,633
固定負債 長期未払金	—	454,316	—	454,316
負債計	—	454,316	—	454,316

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、貸借契約書上の返還予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は272,147千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期未払金の額は455,806千円です。

第33期（2023年12月31日現在）における金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ

属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	—	2,375	—	2,375
資産計	—	2,375	—	2,375

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としていない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
固定資産 長期差入保証金	—	260,168	—	260,168
資産計	—	260,168	—	260,168
固定負債 長期未払金	—	373,296	—	373,296
負債計	—	373,296	—	373,296

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、貸借契約書上の返還予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル 2 の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は260,418千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル 2 の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期未払金の額は373,927千円です。

(有価証券関係)

1. 投資有価証券に関する事項

投資信託は基準価額によっております。

第32期（2022年12月31日）における投資有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	1,746	1,840	△94
合計	1,746	1,840	△94

第33期（2023年12月31日）における投資有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,187	2,105	82
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	188	200	△12
合計	2,375	2,305	70

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第32期（自2022年1月1日至2022年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第33期（自2023年1月1日至2023年12月31日）
財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

（デリバティブ関係）

第32期（2022年12月31日現在）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

第33期（2023年12月31日現在）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第32期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日																																												
1.採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (千円) <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>946,443</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>166,516</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△117,631</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>995,328</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 (千円) <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>—</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>—</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>995,328</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>995,328</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>995,328</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>995,328</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 (千円) <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>166,516</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	946,443	退職給付費用	166,516	退職給付の支払額	△117,631	期末における退職給付引当金	995,328	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	—	非積立型制度の退職給付債務	995,328	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	995,328	退職給付引当金	995,328	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	995,328	簡便法で計算した退職給付費用	166,516	1.採用している退職給付制度の概要 同左 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (千円) <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>995,328</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>182,956</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△333,017</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>845,267</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 (千円) <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>—</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>—</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>845,267</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>845,267</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>845,267</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>845,267</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 (千円) <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>182,956</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	995,328	退職給付費用	182,956	退職給付の支払額	△333,017	期末における退職給付引当金	845,267	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	—	非積立型制度の退職給付債務	845,267	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	845,267	退職給付引当金	845,267	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	845,267	簡便法で計算した退職給付費用	182,956
期首における退職給付引当金	946,443																																												
退職給付費用	166,516																																												
退職給付の支払額	△117,631																																												
期末における退職給付引当金	995,328																																												
積立型制度の退職給付債務	—																																												
年金資産	—																																												
非積立型制度の退職給付債務	995,328																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	995,328																																												
退職給付引当金	995,328																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	995,328																																												
簡便法で計算した退職給付費用	166,516																																												
期首における退職給付引当金	995,328																																												
退職給付費用	182,956																																												
退職給付の支払額	△333,017																																												
期末における退職給付引当金	845,267																																												
積立型制度の退職給付債務	—																																												
年金資産	—																																												
非積立型制度の退職給付債務	845,267																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	845,267																																												
退職給付引当金	845,267																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	845,267																																												
簡便法で計算した退職給付費用	182,956																																												

（税効果会計関係）

第32期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
--	--

1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (千円)	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用否認	未払費用否認
退職給付引当金損金	退職給付引当金損金
算入限度超過額	算入限度超過額
役員退職慰労引当金否認	役員退職慰労引当金否認
資産除去債務	資産除去債務
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	繰延税金負債
未確定債務に対する為替	未確定債務に対する為替
差益	差益
その他	その他
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率	法定実効税率
(調整)	(調整)
役員賞与等永久に損金	役員賞与等永久に損金
算入されない項目	算入されない項目
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。なお、当期において資産除去債務の再見積もりを行った結果増加した金額については、残存する減価償却期間に見合う国債の流通利回り（0.25%）を使用して計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	第32期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
期首残高	57,530	58,335
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
再見積もりに伴う増加額	—	15,776
その他増減額（△は減少）	805	816
期末残高	58,335	74,928

(4) 資産除去債務の見積り額の変更は、「会計上の見積りの変更 1. 資産除去債務の見積り額の変更」に記載のとおりであります。

2. 貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

（収益認識関係）
第32期会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 収益を分解した情報

当会計期間の収益の構成は次の通りです。

（単位：千円）

委託者報酬	2,957,478
運用受託報酬	2,889,917
その他営業収益	2,171,337
成功報酬（注）	64,469
合計	8,083,203

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 収益を分解した情報

当会計期間の収益の構成は次の通りです。

（単位：千円）

委託者報酬	3,046,723
運用受託報酬	3,495,910
その他営業収益	2,137,260
成功報酬（注）	43,701
合計	8,723,596

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第32期会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,957,478	2,954,387	1,873,869	297,468	8,083,203

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
6,211,881	1,871,321	8,083,203

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,064,465	3,521,870	1,875,504	261,756	8,723,596

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
6,221,543	2,502,053	8,723,596

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第32期会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 ）
該当事項はありません。

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）
該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第32期会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 ）
該当事項はありません。

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）
該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

第32期会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 ）
該当事項はありません。

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）
該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第32期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 ）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 直接100%	資金の借入 当社へ の出資	剰余金の配当	196,000	-	-
最終 親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	322.4 百万 ポンド	持株 会社	被所有 間接100%	資金の借入 当社の 最終親会社	一般管理費 (役員および 従業員の賞与 の負担金) (注1)	58,037	未払金 (その他 未払金) 長期 未払金	19,310 137,918

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位 千円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

最終親会社の子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の 貸付等	資金の回収 (注7) 受取利息	696,000 924	貸付金 未収入金	804,000 933
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 (注8) サービス提供 業務報酬 の受取 (注9) 情報提供業務 報酬の受取 (注10) 役務提供業務 の対価の受取 (注10) 運用再委託報酬 の支払 (注8) 一般管理費 (諸経費) の 支払 (注10)	59,251 511,765 144,879 30,283 942,295 935,507	未収運用 受託報酬 未収入金 未払金 (その他 未払金)	9,917 314,107 171,693
兄弟会社 (注4)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッド	中華人民 共和国、 香港	20.0 百万 香港ドル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務委託等	運用受託 報酬の受取 (注8) サービス提供 業務報酬 の受取 (注9) 運用再委託報酬 の支払 (注8) 一般管理費(諸 経費) の支払 (注10)	47,699 411,611 328,359 98,378	未収運用 受託報酬 未収入金 未払金 (その他 未払金)	3,504 199,942 38,966
兄弟会社の子会社 (注5)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク	アメリカ 合衆国、 デラウェア	41.5 百万 USドル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	サービス提供 業務報酬 の受取 (注9) 役務提供 業務の対価 の受取 (注10) 運用再委託 報酬の支払 (注8) 一般管理費(諸 経費) の支払 (注10)	40,473 129,685 29,731 34	未収入金	56,520
兄弟会社の子会社 (注6)	シュローダー・インベストメント・マネージメント (ヨーロッパ) ・エス・エー	ルクセンブルク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 (注8) サービス提供 業務報酬 の受取 (注9) 運用再委託 報酬の支払 (注8)	923,399 786,731 37,426	未収運用 受託報酬 未収入金 未払金 (その他 未払金)	83,532 69,408 3,579

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・

- フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・ユーエス・ホールディングス・インクがシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクの議決権の100%を保有しております。
- (注6) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが12%を保有しております。
- (注7) 資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注8) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注9) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。
- (注10) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	322.4 百万 ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費 (役員および従業員の賞与の負担金) (注1)	75,534	未払金 (その他未払金) 長期未払金	19,184 188,816

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社の子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	資金の回収 (注7) 受取利息	- 501	貸付金 未収入金	1,004,000 73
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注8) サービス提供業務報酬の受取 (注9) 情報提供業務報酬の受取 (注10) 役務提供業務の対価の受取 (注10) 運用再委託報酬の支払 (注8) 一般管理費（諸経費）の支払 (注10)	274,609 551,791 42,011 61,306 798,573 1,252,529	未収運用受託報酬 未収入金 未収入金 未収入金 未払金 (その他未払金)	27,811 219,524 210,113

兄弟会社 (注4)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッド	中華人民共和国、香港	20.0百万香港ドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注8)	60,686	未収運用受託報酬	5,497
							サービス提供業務報酬の受取 (注9)	397,948	未収入金	105,206
							運用再委託報酬の支払 (注8)	300,314	未払金 (その他未払金)	3,464
							一般管理費(諸経費)の支払 (注10)	104,414		
兄弟会社 (注5)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7百万シンガポールドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注8)	41,544	未収運用受託報酬	3,607
							サービス提供業務報酬の受取 (注9)	13,902	未収入金	6,693
							役務提供業務の対価の受取 (注10)	15,370		
							運用再委託報酬の支払 (注8)	1,441		
							一般管理費(諸経費)の支払 (注10)	515,751	未払金 (その他未払金)	75,222
兄弟会社の子会社 (注6)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ヨーロッパ)・エス・エー	ルクセンブルク	14.6百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注8)	902,324	未収運用受託報酬	69,926
							サービス提供業務報酬の受取 (注9)	797,376	未収入金	64,928
							運用再委託報酬の支払 (注8)	33,193	未払金 (その他未払金)	3,380

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注5) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注6) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが12%を保有しております。

(注7) 資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注8) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注9) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注10) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第32期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
1株当たり純資産額 210,919円00銭	1株当たり純資産額 229,794円83銭
1株当たり当期純利益 4,351円99銭	1株当たり当期純利益 18,858円99銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 42,649千円 普通株式に係る当期純利益 42,649千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 9,800 株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 184,818千円 普通株式に係る当期純利益 184,818千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 9,800 株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年7月26日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 竹内 知 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・エマージング株式ファンド（1年決算型）の2023年11月16日から2024年5月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・エマージング株式ファンド（1年決算型）の2024年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年11月16日から2024年5月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年11月15日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年7月28日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2.X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。